

## 対象者・対象資産

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、事業収入が一定程度減少※<sub>1</sub>した中小事業者※<sub>2</sub>で令和3年2月1日までに特例の申請をされた場合、事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度の固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとします。

※<sub>1</sub> 令和2年2月～10月までの間における任意の連続する3ヶ月の事業収入が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している方	2分の1
50%以上減少している方	ゼロ

※<sub>2</sub> 資本もしくは出資金の額が1億円以下の法人（資本又は出資を有しない法人は従業員1,000人以下）又は常時使用する従業員が1,000人以下の個人等が該当します。性風俗関連特殊営業を営んでいる方を除きます。

## 申告会でのサポート料

11,000円 現金でのお支払いをお願い致します  
※会員様は3,300円で受付いたします

## 申請の流れ

- ①申告会へ事前にFAX・持参  
(固定資産の課税明細のわかる書類)
- ②申告会へ電話で予約
- ③必要な書類を用意。必要箇所記入する
- ④青色申告会などの支援機関の認定を受ける
- ⑤所有している資産の該当する区の都税事務所へ  
郵送または持参

## 申請期限

令和3年2月1日(月)消印有効

江戸川南青色申告会での受付締切は  
会員様：令和3年1月29日まで  
非会員様：令和2年12月24日まで



減額金額の目安の計算は  
同封の別紙チェック表を  
ご利用下さい。

詳細につきましてはホームページの別ページ 《[新型コロナウイルス関連特設サイト](#)》 をご覧ください。